

声なき声を聴く

2014年度
(平成26年度)



●●● はじめに ●●●●●

平成5年に女性課(現:男女共同参画課)がスタートした時点から設置されている相談室では、一貫して『ジェンダーの視点、生活者の視点』を持って相談にのることを念頭に置き、その業務にあたっています。

男女共同参画センターで相談業務を行うメリットとして、

- ① ひとりの女性の問題を福祉の分野を含めトータルに把握し、途切れのない対応・支援をしていける。(ワンストップサービスによる、本人負担の軽減)
- ② フェミニスト・カウンセリングの知識や技術を生かした相談を行うことができる。
- ③ 男性の出入りが、市役所と比較して格段に少ないため、特にDV被害者にとっては安心、安全な相談場所となっている。

等々をあげることができると思います。

相談室開設当初は、1人の婦人相談員でスタートしましたが、業務が多忙を極めたため、平成14年に1人増員し、平成23年2月からは3人の婦人相談員がその業務にあたる体制となりました。

この21年間、相談室で発せられる女性たちの抱える問題は、個人の問題であると同時に、ここ四日市に生活する多くの女性たちに共通する社会の課題として受け止めてきました。相談者が自分の問題、課題に立ち向かう力をつけ(エンパワーメントする)、自分らしい生き方をするために、相談室として何ができるのか、どのような支援が必要なのかを考え、実行すると同時に、行政としての課題を明らかにし、問題解決に必要な施策につなげていく取り組みも続けています。

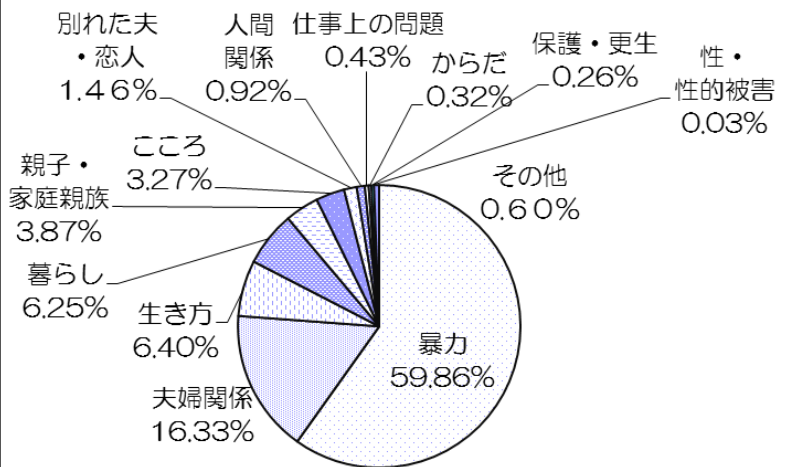
< 目 次 >

I. 相談件数とその内訳 1~4
II. 年齢別相談件数 5
III. 女性のための相談としての取り組み 6~9
IV. より充実した相談をめざして 10~11



I. 相談件数とその内訳

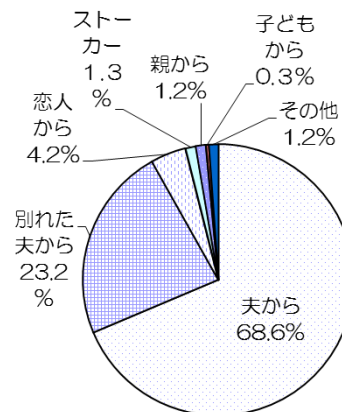
平成26年度主訴別	(人)	
主訴	合計	%
暴力	2,086	59.86%
夫婦関係	569	16.33%
生き方	223	6.40%
暮らし	218	6.25%
親子・家庭親族	135	3.87%
こころ	114	3.27%
別れた夫・恋人	51	1.46%
人間関係	32	0.92%
仕事上の問題	15	0.43%
からだ	11	0.32%
保護・更正	9	0.26%
性・性的被害	1	0.03%
その他	21	0.60%
合計	3,485	100.00%



※巡回： 婦人相談員が、関係機関等へ出向き、ケース対応をすること。
 ※電話の件数には、関係機関等への報告・連絡・調整対応等が含まれます。

● 相談の主訴のトップは、暴力の相談(相談全体の59.86%)

暴力の相手方	電話	来所	巡回	合計	%
夫から	1,142	105	185	1,432	68.6%
別れた夫から	418	32	34	484	23.2%
恋人から	64	4	20	88	4.2%
ストーカー	21	5	0	26	1.3%
親から	17	8	0	25	1.2%
子どもから	7	0	0	7	0.3%
その他	18	6	0	24	1.2%
合計	1,687	160	239	2,086	100.0%



● 暴力の相談のうち、夫からの暴力がトップ(相談全体の68.6%)

内閣府の「男女間における暴力に関する調査(平成26年度調査)」※(1)では、暴力被害を受けた女性が42.8%(配偶者からの被害経験23.7%、交際相手からの被害経験19.1%)となっており、被害が深刻な実態にあることが確認されました。

暴力(DV)には、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、さまざまな暴力の形(精神的暴力・社会的暴力・経済的暴力・性的暴力)があることの周知により、「自分がされていることは暴力になるのだろうか」という相談が多く寄せられるようになりました。その反面、日常的な暴力により、「これくらいは暴力にはならない」「自分に原因があるから暴力を振るわれる」と思っている相談者もみられます。

当センターの60%近くはDV相談で状況は深刻です。相談室では、相談者に暴力

について正しい理解をしてもらいながら、関係機関(警察、家庭児童相談室、保健所、保護課などの社会福祉事務所など)とも連携し、安全で安心な生活を送るために、継続的な精神的支援とともに具体的な生活支援も行っていくことが必要となります。

相談者が親子関係を主訴に相談をしてきても、親や子からの暴力がある場合があります。子どもの時に受けた暴力、親のDVを見て育ったことが、現在の暴力に苦しむ根底に潜んでいることもあります。「児童虐待防止法」では、配偶者に対する暴力の場に子どもを居合わせることも、子どもへの虐待であると定義されています。※(2) 被害者への支援は、暴力の連鎖を断ち切り、次の世代の暴力を生まないためにも重要です。

暴力(DV)が原因で別居や離婚を進めている、あるいは進めている中での親権や養育費、財産分与の問題は、相談者の主訴により、暴力の相談件数に入っていない場合もあり、暴力を受けている相談者の数は多くなると考えられます。

平成26年度に一時保護を行った女性は10人。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以後、「DV防止法」という)」申請に伴う支援(保護命令の申立支援※(3))を行ったのは、5人でした。

ストーカー行為の被害への対応は、何よりも相談者の安全を第一に考え、警察との連携が重要になります。

※(1) 「男女間における暴力に関する調査(平成26年度調査)」・・・平成26年12月に、全国の20歳以上の男女5,000人を対象に無作為抽出によるアンケート調査。3,544人(女性1,811人、男性1,733人)から回答

※(2) 児童虐待防止法・・・「児童虐待の防止等に関する法律」(第2条に規定)

※(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・平成13年に制定され、平成16年、19年、25年に改正。第4章10-22条に規定

● 夫婦関係の相談(相談全体の16.33%)

夫婦関係の相談は、「離婚・別居にかかわる問題」「夫の家出や蒸発」「夫の浮気」「夫の酒乱や薬物中毒」「夫の賭け事や借金」「性格の不一致」「性的問題」「夫等の犯罪」などが含まれます。

相談者の辛い思いを受け止めるだけではなく、関係機関と連携して、相談者の生活を支援していくためのさまざまなサポートや、離婚に際しての慰謝料、財産分与、養育費や親権などの調停や裁判などを、相談者が主体的に進めていくための支援である法律相談が必要です。

夫婦関係の悩みの背景には、「結婚生活に対する男女の期待の格差」「女性の経済的自立の問題(性別による賃金格差、M字カーブ※(1)等)」「性別役割分担意識による夫の家事育児への無理解」や、「安易な人間関係(ネットによる出会い、予期せぬ妊娠)による結婚」もあると思われます。

※(1) M字カーブ・・・日本人女性の年齢階級別の労働力率(15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合)をグラフで表した場合の曲線の形がM字になることから付けられた。女性が働き続けるための条件が整っていないため、結婚・出産等で仕事を辞め、家事育児に専念し、育児が終了した後に再度就労する働き方を表す。再就職の雇用形態は非正規が多く、労働条件が悪くなる(社会保障がない、低賃金、不安定な雇用等)ことが多い。

● 生き方の相談(相談全体の6.40%)

相談者が前を向いて自分らしく生きていくために、男女共同参画センターとしては

大切な相談です。「夫に食べさせてもらっている」「病気のときでも、専業主婦の自分が家事を全てしなくてはいけない」「当たり前のことができない自分が悪い」と、相談者がジェンダー※(1)に縛られ、自分自身を生きにくくしているという場合もあります。生きにくさから、こころやからだの問題につながる場合もあります。

フェミニスト・カウンセリング※(2)の知識や技術を生かした相談をしながら、具体的な生活の支援から精神的な支援、医療関係等の専門機関へのつなぎなど、相談内容に応じた適切な情報の提供とともに、関係機関と連携して支援しています。

※(1) ジェンダー・・・女性・男性に関する性の区別の中で、「女らしさ、男らしさ」といった、社会的・文化的に決められてきた区別とそこから来る格差のこと。

※(2) フェミニスト・カウンセリング・・・「女性の生き難さは個人の問題ではなく、社会の問題である」という視点を持った女性のためのカウンセリング。

● 暮らしの相談(相談全体の6. 25%)

女性の経済困窮、特にひとり親家庭がもつ問題が根底にあるのではないかと思います。就労や離婚をめぐる支援、あわせて親がひとりであることから来る悩み等への配慮として心理面での支援もしながら、具体的な暮らしの見通しを立てていく相談が必要と考えます。

● 親子・家庭親族の相談(相談全体の3. 87%)

親子・家庭親族についての相談は、「子」「親」「義理の親・子」「兄弟姉妹」「親族」と、相談の対象はさまざまです。また、「子(継子含む)」への「虐待・育児不安」、親の「介護・扶養」、親族間の「相続・遺言・財産問題」など、多岐にわたります。

子との関係では、相談者が親とどのような関係の中で育ってきたのかという、成育歴も背景にあります。親や姉妹兄弟、親族との関係では、家制度のしがらみによる、子や嫁としての役割の押しつけからの辛さが見られます。継続的に話を聴き、問題を整理していくことが必要となります。

また、介護、生活困窮、生活環境にかかわる問題や相続など財産にかかわる問題は、専門的な機関や法律相談につなげ、適切な情報の提供を行っています。

● こころの相談(相談全体の3. 27%)

精神疾患から様々な困難を抱えている女性からの相談を受けることが増えてきていると思います。医療機関での診断や治療方針をふまえて、相談にあたっています。

虐待やDVの被害から生き延びるために症状(PTSD)を示す場合もあり、関係機関(精神科医への受診や治療、臨床心理士によるセラピー)につなげ、相談者の心身の安定が図れるような支援が必要と考えます。

また、生き方の相談でも触れましたが、ジェンダーに縛られ、自分自身を生きにくくしていることから、こころの問題につながる場合もあります。

● 別れた夫・恋人の相談(相談全体の1. 46%)

別れた夫についての相談は、養育費の支払いや面会などの問題と、本人への嫌が

らせなどがあります。夫婦間の問題でも述べましたが、関係機関と連携して、相談者を支援していくためのさまざまなサポートを行っています。暴力(DV)により離婚した場合、主訴を暴力とするため、別れた夫との問題はありますが、相談件数には入ってきません。

● 人間関係・仕事上の問題・からだの相談(相談全体の1.67%)

人間関係では、職場や地域での関係による相談が多く寄せられます。生き方やこころの相談でも触れましたが、ジェンダーに縛られ、性別役割分担意識から、自分自身を生きにくくして、からだの問題につながる場合もあります。

本人の仕事上の問題として、パワーハラスメント※(1)については、相談内容によって、三重労働局雇用機会均等室などの関係機関につなげるなどの対応をしています。

※(1) パワーハラスメント・・・「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」。平成13年にクオレ・シー・キューブ(岡田康子代表)が提唱した和製英語。厚生労働省は平成24年1月30日、職場における「パワーハラスメント」の定義を発表した。

● 保護・更生と性・性的被害の相談(相談全体の0.29%)

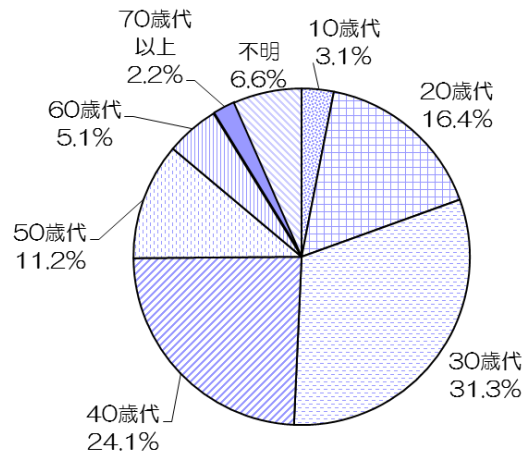
婦人保護事業は、「売春防止法」に基づいて行われています。買売春の実態(援助交際、出会い系サイト、風俗業の複雑化など)は、さまざまに形を変え、ますます見えにくくなってきていますが、買売春は存在しています。レイプや痴漢については、警察が関わることが多いと思われそうですが、どれほどの被害者が声に出して被害を届けられているかは疑問です。相談室が、当事者の相談できる場として周知をしていく必要があります。

セクシャルハラスメントについては、パワーハラスメントと同様の対応をしています。

本人がDVを訴える場合、夫から子どもへの性的虐待もみられることがあります。性的虐待は、スムーズな専門的かかわりが必要となるため、即時、通告義務が生じ、家庭児童相談室や児童相談所との連携が必須となります。また、相談者は現在の状況を主訴にしてきますが、生育途中で受けた性的被害が起因していることがあります。おとなになってからも、対応できる機関が必要と考えます。

Ⅱ. 年齢別相談件数

年齢	合計	%
10歳代	107	3.1%
20歳代	572	16.4%
30歳代	1,089	31.3%
40歳代	841	24.1%
50歳代	392	11.2%
60歳代	178	5.1%
70歳代以上	76	2.2%
不明	230	6.6%
合計	3,485	100.0%



● 相談者の年齢層

10歳代の相談では、親からの暴力やデートDVがみられます。親や交際相手も含め、相手との対等な関係の中で、他者に依存するのではなく、自分の生き方は自分自身で考え、自ら決断することの大切さを学ぶ場の必要性を感じます。

20歳代は、予期せぬ妊娠などでの安易な結婚による問題(DV、離婚)がみられます。子どもが幼少なうえ、本人の社会生活経験が少ないこともあり、問題を解決するには、多岐にわたる機関との連携が必要となります。

30歳代は女性の生き方の分岐点といえます。「結婚したけれど、こんなはずじゃなかった」「親との関係による問題が整理できない」「職場での人間関係がうまくいかない」など、さまざまな問題が寄せられます。これらの問題の背景には、「結婚生活に対する男女の期待の格差」「密着した親子(家族)関係の中で、親離れ、子離れができないこと」「いろいろな場で女性が“女性役割”に縛られる問題」などが背景になっていると思われまます。DVの相談も多くみられます。

40歳代も30歳代と同様な悩みがみられ、夫や親との関係が、子どもとの関係に大きく影響していることがあります。

50歳代になると、親との関係とともに、介護や相続の問題もでてきます。また、子離れ・親離れができない親子の関係からの問題も多くみられます。加齢による自分自身のからだについての相談も、寄せられています。

60歳代以上の相談は、離婚時の年金分割制度※が平成19年4月から実施されたことで離婚を考えたり、DVへの認知度が高まっていることから、「夫(家族)に怯えることなく、自分らしい安心した生活を送りたい」となったり、自分の悩み(家族、親族、嫁姑、近所、地域等の問題)を声に出すことができるようになってきているのではないかと思います。しかし一方で、具体的に老後の人生を方向転換させていくことへの不安(経済的、孤独感等)は大きく、支援にはきめ細かな配慮が必要になります。

※離婚時の年金分割制度・・・平成19年4月1日以後に離婚等をし、「婚姻期間中の厚生年金記録があること」「当事者双方の合意または裁判手続により按分割合を定めたこと。(合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が按分割合を定めることができる)」「請求期限(原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内)を経過していないこと」の条件に該当したとき、当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割することができる制度。

Ⅲ. 女性のための相談としての取り組み

相談室では、女性が「自分らしく生きる」上で、必要な情報を提供したり、抱えている問題を解決するために一緒に考えたり、それに伴う具体的な支援を、関係機関と連携を図りながら進めています。女性たちが自立し、生き生きと社会参画していけるよう、様々な取り組みをしています。

● DV防止への取り組み

(1) DV防止講演会の開催

11月25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」であり、内閣府においては、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、全国的に取り組を進めています。本市においては毎年、テーマを決めて、「DV(ドメスティック・バイオレンス)防止講演会」を開催しています。

平成26年度は、11月13日(木)に、《デートDVが何かを知ることから、私たちにできることを一緒に考えませんか。子どもたちを、被害者にも加害者にもしないために》を掲げ、講師に DV加害者教育プログラム・NOVO主催伊田広行さんを迎え、「STOP! デートDV～防止のための基礎講座～」を開催しました。相談を受ける立場や行政関係者など51名の参加がありました。講師は、映像も交え親しみやすい関西弁で、スマホがDVをうみやすくしていること(束縛、リベンジポルノ)や、漫画やテレビ番組のセリフや行動からも影響を受けていることを分かりやすくお話しいただきました。周囲のおとながどう考え、若年者に伝えていくかを考えさせられる講演会となりました。DVに対する正しい理解をしてもらい、若年層へのDV予防・人権教育に取り組み、社会からDVをなくすことの重要性を感じています。

(2) デートDV予防教育／ジェンダー平等教育出前講座(研修)の開催

ジェンダーの視点を学び、子どもたちに「ありのままの自分」「ありのままの他者」を受容・表現すること、また、将来の可能性を広げ、多様な生き方を尊重できる力を育むことを目的として、平成23年度から、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等の園児、生徒、保護者、職員を対象に、デートDV予防教育／ジェンダー平等教育出前講座を開催しています。若年層へのDV予防・人権教育は、「四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止計画」でも、前期(平成25～26年度)に重点的に取り組むべき事項の一つとして位置づけています。

平成26年度は、平成26年6月13日から平成27年2月19日まで、市内の保育園10園、幼稚園3園、小学校8校、中学校6校、高校2校、大学2校、その他・教員・保護者・学童保育所9カ所と教職員研修を合わせて40カ所で、56講座、3,110人に受講していただくことができました。

保育園・幼稚園・小学校には、四日市市人権擁護委員協議会(会長:上野尚子さん)の皆さん。中学校・高校・大学は、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」の

出前講座を利用して講師依頼し、佐藤ゆかりさん(三重の女性史研究会)、志治優美さん(エンパワメントみえ)、水谷典子さん(NPO法人女性と子どものヘルプライン・MIE)、吉本まゆみさん(AHよっかいち)、フレンテみえ職員を派遣していただきました。また、教職員を対象にした研修には、伊田広行さん(DV 加害者教育プログラム・NOVO主催)を講師にお迎えしました。受講対象や受講先の希望に合わせ、多彩な講師に出前講座をしていただきました。

● DV被害者への支援

警察をはじめ他の相談機関等との連携をとりながら相談者の支援にあたるため、多くの機関が関わるケース検討会議や面接場面でのコーディネーターとしての役割を果たしました。

(1) 住民基本台帳事務における支援措置について

DVやストーカーの加害者が被害者の所在を追求する可能性がある場合、本市においては平成21年度から、当センターが発行する意見書で住民基本台帳事務における支援措置の手続きをすることができるようになりました。また、必要に応じて、手続きの同行支援も行っています。なお、住民票の閲覧と住民基本台帳事務における支援措置の交付の制限は、1年毎に更新の手続きが必要となります。

(2) 相談証明の発行

相談室で相談を受けている女性たちの自立支援のために、必要に応じて医療、住宅、就労、裁判所等の手続きのために、当センターに相談があったことの証明書を発行しています。

(3) 四日市市緊急避難支援事業について

配偶者等身近な男性から身体的、精神的な暴力等による被害、またはストーカー行為等を受け、これが繰り返されるおそれのある女性等の福祉の向上と自立支援を図ることを目的に、避難に要する費用及び自立に向けての活動に要する費用を支給しています。DV防止法等により本市が保護の義務を負う被害女性や、ストーカー行為を受けている女性等で、近親者等から金銭等の援助を受けることができず、現に経済的に困窮していて、避難のための緊急な支援が必要な人が利用できるようになっていました。平成26年度は3人のDV被害者が支援を受けました。

(4) ワンストップサービスについて

相談者が、庁内の各課で何度も同じ相談をしなくてもすむように、また相談者の心理的負担の軽減を図るためにも、婦人相談員が、庁内、庁外に限らず同行支援及び事前連絡をして、手続きがスムーズ進むように努めています。

また、県内他市町へ避難した被害者のためには、県内のDV相談共通シートを活用し、避難先での支援が円滑に受けられるようにしています。

● 関係機関との連携

四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議

児童福祉法とDV防止法に基づき、要保護児童と配偶者からの暴力を受けた者及びその養育する子の早期発見、適切な保護、適切な支援等を図ることを目的として、ネットワーク会議を開催しています。この会議は、関係機関等から推薦を受けた委員及び推進委員をもって構成し、要保護児童等の情報交換や要保護児童等に対する支援、子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止を推進するための啓発活動に関する事項等を協議しています。このネットワーク会議での各関係機関からの報告からも、子どもへの虐待とDVは、密接な関係があると認識しています。

DV防止講演会は、このネットワーク会議との共催で行いました。

● 女性のための臨床心理士相談

相談室に訪れる女性たちの多くが、心に大きな傷を負っています。その原因としては、親、兄弟姉妹、子ども等との軋轢や、親や配偶者等からの暴力があります。そして、そのような環境の中で自己を見失い、心の整理ができていないことがほとんどです。

婦人相談員が面接し、臨床心理士相談の必要性を認めたケースを、毎月1回実施される臨床心理士相談につなげています。平成26年度は7人の相談者が、合計47回の相談を受けました。

相談者の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

● 臨床心理士とのアドバイザー契約

平成26年度は、臨床心理士とのアドバイザー契約を結び、相談員が相談者一人一人の支援についてのアドバイスを受けました。

母娘の鎖から解放されずに悩む相談者、永年に及ぶDV環境の中での生活を通し「自分の気持」が分からなくなっている相談者、自分の今の生きづらさがどこからきているのか悩む相談者・・・等の、相談を受ける相談員が臨床心理士より、専門的なアドバイスを受けることで、相談者に寄り添い、問題解決につなげることができました。

● 女性のための法律相談

毎月1回「女性の弁護士による法律相談」を実施しています。女性が抱えるさまざまな問題に、女性の弁護士から専門的なアドバイスをもらっています。平成26年度は、23件の相談を受けました。

相談者の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

● 女性の弁護士とのアドバイザー契約

平成26年度は、弁護士とのアドバイザー契約を結ぶことで、離婚やドメスティック・バイオレンス等で悩む女性たちの相談に、弁護士からの助言を得ながら対応することができました。

● 男性のための電話相談

男性のDVを含む夫婦や恋人との関係、子育てや家族関係、職場や地域社会での人間関係などで悩んでいる男性のために、一般の行政相談では対応が困難なその人の生き方に関わる相談に応じ、ジェンダーの視点についても示唆しながら、男性相談員による男性のための相談を受けました。

平成26年度は、毎月(5月、2月を除く)第2土曜日(12:00～14:00)に実施しました。相談件数は6件で、本人自身・子ども・配偶者・親との関係等の相談を受けました。

● 女性のための夜間電話相談

電話相談ボランティアによって、月1回第4水曜日に行っていた夜間電話相談(18:30～20:30)ですが、平成26年度は相談員3人も加わり、毎週水曜日に行いました。

相談件数は20件ですが、面接につながったケースもあり、「夜間だから、相談できた」という声もありました。しかし、周知等やニーズをふまえ、今後も課題を検討していくことが必要と考えます。

● 相談員のスキルアップについて

多岐にわたる相談に対応するためには、相談員の力量が重要になるため、相談員の資質向上の研修にも取り組んでいます。

(1) スーパービジョン

相談員の資質向上を目的に、平成26年度もスーパーバイザーの指導を受け、研修をしました。相談者の立場に立ったフェミニストカウンセリングを目指して、逐語録の検証やロールプレイなどを行いました。この研修を通して、相談員が独りよがりになることなく、相談者に寄り添った相談の展開ができるようにしています。

また、電話相談ボランティアも、年4回、逐語録によるスーパービジョンを行いました。

相談者にとって、よりよい相談を行うためにも、スーパービジョンは不可欠です。

(2) ケース検討会

3人の相談員が担当した相談者への支援について、相談員個々の対応ではなく、相談室全体で共通認識を持てるように、随時、ケース検討会を行っています。対応困難なケースについては、スーパーバイザーの指導も受け、相談室担当の職員も加わり、課題や方向性を見直しながら、相談室全体のスキルアップにもつなげています。

IV. より充実した相談をめざして

● 相談事業の充実

相談者がいつでも相談できる環境を整えるため、9:00～16:00までの途切れのない電話相談と、夜間電話相談(18:30～20:30)を行いました。より多くの女性たちの相談の場にするため、相談窓口案内カードを各所に配置するなど周知をしていきたいと思えます。

平成25年度から継続的に実施している「男性相談のための電話相談」には、世代を問わず、多様な相談があります。「男だから」とジェンダーに縛られて、誰にも相談できないまま苦しんでいる男性に、男女共同参画の視点を持った対応で、声を出す場を提供することも、男女共同参画施策において重要なことだと思えます。

平成26年度は、弁護士及び臨床心理士とアドバイザー契約を結び、相談員がいつでも相談できる体制を整備し、相談者一人一人の支援についてのアドバイスを受けることができるようになりました。

● 多文化共生の課題

四日市市には多くの外国人が生活をしています。夫等からの暴力を受け、相談室にたどり着く人が年々増えているように感じています。

そこで直面するのが「言葉」の問題です。中には相談員との日常会話すらできない人もいます。日常会話はできても、DV防止法や支援に係わる制度的な会話は成り立たないことも多いのです。その結果、問題解決に莫大な時間と労力を要するだけでなく、誤解が生じたりすることもあります。現在、四日市市で相談を受ける場合、スペイン語・ポルトガル語については、多文化共生推進室に通訳派遣を依頼して対応していますが、はもりあ相談室以外で通訳が必要な場合や、英語・中国語・タガログ語等の対応はできません。また、DV被害者である外国人相談者が相談室の助言のもと、病院や警察等の関係機関に出向く時にも対応できません。このため、今年度も三重県が行っている「三重県DV被害者司法手続き等同行支援」(県からの委託先:NPO法人 女性と子どものヘルプライン・MIE)を活用し、公益財団法人三重県国際交流財団(MIEF)の『通訳・翻訳パートナー制度』を利用し、通訳派遣を依頼しました。

また、在留資格やビザの更新などは、専門的な知識と、入国管理局や領事館などとの対応が必要になりますので、四日市国際交流センターでの行政手続相談会や行政書士への相談につなげています。

今後も、四日市市に生活をしている外国人相談者が、安心して相談できる体制づくりを進めていく必要があります。

● 住民基本台帳事務における支援措置について

DV及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、住民票の閲覧と住民基本台帳

事務における支援措置の交付の制限があります。四日市市では、支援措置にかかる加害者の対象を「配偶者等」と「ストーカー」に限定していましたが、平成25年の国の改正に伴い、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の様式を変更しました。この変更に伴い、「親」や「子ども」から暴力を受けているという相談者へも対応することはできるようになりましたが、保護の根拠となる法律がないため、そのハードルは高く、今後の法整備が望まれます。

● 多様な連携

相談者の気持ちにそって話を聴き、支援をしていくためには、関係機関との多様な連携が必要になります。相談者の意思を尊重しながら、いかに連携をスムーズにコーディネートしていくかが、相談室の大きな課題と言えます。今後も、必要に応じ関係機関とのケース検討会などを設け、相談者の支援にあたっていきます。

<平成26年度連携をもった機関>

庁内 子ども未来部:家庭児童相談室、こども保健福祉課、保育幼稚園課

健康福祉部:保護課、障害福祉課、介護・高齢福祉課、保険年金課、保健予防課

市民文化部:市民課、市民生活課、文化振興課

都市整備部:市営住宅課

財政経営部:市民税課、管財課

総務部:人権・同和政策課

教育委員会:指導課、学校教育課、人権・同和教育課

庁外(民間を含む)

三重県女性相談所、三重県警察本部、四日市北警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、みえ犯罪被害者総合支援センター、四日市年金事務所、津地方裁判所四日市支部、津家庭裁判所四日市支部、北勢児童相談所、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、母子生活支援施設、婦人保護施設、障がい者施設、障がい者支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、NPO法人四日市男女共同参画研究所、NPO法人女性と子どものためのヘルプライン・MIE、公益財団法人三重県国際交流財団、四日市市社会福祉協議会、母子福祉センター、他市町行政職員、医療機関、金融機関、弁護士、行政書士、引越し業者など



○お問い合わせ・ご意見をお寄せください。

発行 2015. 8. 1 四日市市男女共同参画センター 三重県四日市市本町9-8 本町プラザ3階
TEL:059(354)8331 FAX:059(354)8339 Email:kyoudousankaku@city.yokkaichi.mie.jp